平成２８年（フ）第４１号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切1446番地
債務者　熊谷　忠之
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠置　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第２４号
宮城県登米市登米町寺池金沢山60番地　登米金沢山南第１住宅６号
債務者　猪股　幸一
1　決定年月日時　平成28年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　開発　健次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２８年（フ）第４５号
群馬県前橋市箱田町666番地１
債務者　髙橋美香子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮下　　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７２号
高知県南国市大埇乙2747番地の２
債務者　山崎　淳子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８０号
高知県吾川郡いの町八田507番地１
債務者　長沢　**聖**二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　　廉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月９日まで
高知地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９号
山形県米沢市諸仏町4866番地の８
債務者　青池　　宏
1　決定年月日時　平成28年３月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１０２９号
さいたま市北区櫛引町２丁目634番地12
債務者　竹内　良晴
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９５号
さいたま市北区吉野町１丁目349番地４　クリスタル吉野町405、旧住所さいたま市北区大成町４丁目876番地１　リーブル大宮104号
債務者　福田　憲明
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４９６号
さいたま市北区吉野町１丁目349番地４　クリスタル吉野町405、旧住所さいたま市北区大成町４丁目876番地１　リーブル大宮104号
債務者　福田千枝子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５１５号
埼玉県上尾市本町４丁目11番６―406号　根貝戸団地
債務者　伊藤　　貢
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５３号
さいたま市南区南浦和２丁目18番15号　白谷ビル201号室
債務者　関田　優子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１５号
埼玉県川口市末広３丁目17番６号　ヒルズ川口Ｂ―103号
債務者　清水亜美香（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
埼玉県鴻巣市本町１丁目３番45―103号　アルピナ21
債務者　小泉　和弘
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
さいたま市中央区本町東３丁目13番１号　貫井ハイツ103号
債務者　江口　祐三
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
さいたま市緑区道祖土２丁目１番１号　１―505
債務者　中山えり子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０１号
埼玉県上尾市二ツ宮1079番地32
債務者　福山　和子
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６４号
埼玉県吉川市大字平沼233番地１　スガイビル301号
債務者　長谷川春雄
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係